

忠岡町遠隔学習用備品（モバイルWi-Fiルーター）購入 質問に対する回答（令和3年2月10日現在）

ご質問事項	内容	回答
調達機器台数について	調達機器台数247台を決定された経緯等ございましたらお聞かせいただければと思います。 (生徒数に一律の数字を掛け合わせたもの等)	GIGAスクールの国庫補助の算定基準によって計上いたしました。
通信契約の平時利用	購入仕様書では「将来に渡っても通信契約が結ばれない可能性があることに留意すること」という記述はございますが、もし平時の利用用途があるようであればお聞かせ頂ければと思います。	現状では、昨年度末からのように、長期の臨時休業が生じた際の貸出し用として想定しており、平時の貸し出しは想定しておりません。
Wi-FiのSSID・PWDについて	Wi-FiのSSID・PWDをデフォルトから変更されると解釈してもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
調達機器本体へのシール	調達機器本体に管理番号等、貴町指定の項目のシールを貼り付けると解釈してもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
想定価格調書について	ユニバーサルサービス料は想定価格調書に記載すると解釈してもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
調達機器とタブレット	調達機器とタブレットの接続作業は、教育委員会様または学校職員様、保護者様のいずれかと解釈してもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
端末の納品時期について	実施要領では、納入期限が契約締結後、1か月以内と明記されていますが、年度内に納品しても良いと解釈してもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。